

○福島県過疎・中山間地域振興条例第二条第四号の地域を定める規則

平成十七年三月二十五日

福島県規則第四十四号

改正 令和三年一〇月一二日規則第七三号

福島県過疎・中山間地域振興条例第二条第四号の地域を定める規則

福島県過疎・中山間地域振興条例（平成十七年福島県条例第六十八号）第二条第四号の地域は、次に掲げる地域とする。

- 一 福島県市町村振興基金貸付規則（昭和六十三年福島県規則第三十号）別表第二に規定する公共施設等整備事業枠の部準過疎地域振興事業の項に係る同規則第二条第三項に規定する資金の貸付対象市町村の地域（合併市町村（市町村の合併（二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。以下同じ。）のうち合併関係市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。）に当該市町村が含まれる場合における当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において当該市町村の区域であった地域を含む。）

- 二 その他知事が別に定める地域

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年規則第七三号）

この規則は、公布の日から施行する。